

事務処理について

処理区分	該 当 項 目	
区分変更	1(1)	扶養手当が取り消された後も被扶養者の認定は継続できる場合
	1(2)	1(1)により区分変更した後、再度扶養手当の認定をされることとなった場合
取消	2(1)	年収は認定基準年額未満であるが、月収は3か月連続で認定基準月額以上となった場合
	2(2)	月収は3か月連続で認定基準月額以上とはならないが、年収が認定基準年額以上となった場合
再認定	2(3)	2(1)により取り消した後、3か月連続で認定基準月額未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合
	2(4)	2(2)により取り消した後、年収が認定基準年額未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合

1 収入の一時的な超過により、扶養手当の認定は取り消されるが、被扶養者の認定は継続できる場合 別紙1 例1参照

(1) 扶養手当が取り消された後も被扶養者に認定できる期間は、以下の書類を提出し、普通認定から特別認定への区分変更申告を行う。

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「扶養手当取消日」とし、「理由」は「収入超過により扶養手当が取消となったため」とする。

イ 扶養手当取消日において、月収が取消日前3か月連続で認定基準月額未満であることが確認できる書類の写し（給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等）

ウ 扶養手当取消日以降、年収が認定基準年額未満となることが見込める書類の写し（扶養手当において確認した雇用契約書等）

(2) 上記1(1)により区分変更した後、再度扶養手当の認定をされることとなった場合は、以下の書類を提出し、特別認定から普通認定への区分変更申告を行う。

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「扶養手当認定日」とし、「理由」は「収入減少により扶養手当が認定されたため」とする。

イ 扶養手当認定簿の写し

2 収入の一時的な超過により、被扶養者の認定を取り消し、再度被扶養者の認定をする場合

(1) 年収は認定基準年額未満であるが、月収は3か月連続で認定基準月額以上となった場合は、以下の書類を提出し、取消申告を行う。 別紙1 例2参照

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を欠くに至った年月日」は「3か月目の収入のあった日（給与支給日等）の翌日」とし、「理由」は「月収が3か月連続で認定基準月額以上となったため」とする。

イ 年収は認定基準年額未満であるが、3か月連続で認定基準月額以上となったことが確認できる書類の写し（取消日前1年間の月々の収入が確認できる、給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等）

ウ 被扶養者証（その他交付されている認定証等を含む）

- (2) 月収は3か月連続で認定基準月額以上とはならないが、年収が認定基準年収以上となった場合は、以下の書類を提出し、取消申告を行う。 別紙1 例3参照

ア 被扶養者認定・取消申告書

申告書に記入する「被扶養者の要件を欠くに至った年月日」は「年収が認定基準年収以上となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日」とし、「理由」は「年収が認定基準年収以上となったため」とする。

イ 年収が、認定基準年収以上となったことが確認できる書類の写し(取消日前1年間の月々の収入が確認できる、給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等)

ウ 被扶養者証(その他交付されている認定証等を含む)

- (3) 上記2(1)により取り消した後、3か月連続で認定基準月額未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合は、別添「提出書類一覧表1」に示す書類を提出し、認定申告を行う。 別紙1 例2参照

〈書類作成の注意点〉

○被扶養者認定・取消申告書

「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「3か月目の収入のあった日(給与支給日等)の翌日」とし、「理由」は「月収が3か月連続で認定基準月額未満となったため」とする。

(注)扶養手当の認定をされている者は、扶養手当の認定日とは異なるので注意すること。

○認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し

被扶養者の要件を備えるに至った年月日前3か月連続で認定基準月額未満であることが確認できる書類の写し(給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等)

なお、被扶養者の要件を備えるに至った日から起算して30日を経過した後に所属所が申告書を受理した場合は、その間の月々の収入を確認できる書類の写しも併せて提出する。

- (4) 上記2(2)により取り消した後、年収が認定基準年収未満となり、再度被扶養者の認定をすることとなった場合は、別添「提出書類一覧表1」に示す書類を提出し、認定申告を行う。 別紙1 例3参照

〈書類作成の注意点〉

○被扶養者認定・取消申告書

「被扶養者の要件を備えるに至った年月日」は「年収が認定基準年収未満となり、かつ、月収が3か月連続して認定基準月額未満となる月の収入のあった日(給与支給日等)の翌日」とし、「理由」は「年収が認定基準年収未満となったため」とする。

(注)扶養手当の認定をされている者は、扶養手当の認定日とは異なるので注意すること。

○認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し

被扶養者の要件を備えるに至った年月日前1年間の年収が認定基準年収未満であり、かつ、被扶養者の要件を備えるに至った年月日前3か月の月収が認定基準月額未満であることが確認できる書類の写し(被扶養者の要件を備えるに至った日前1年間の月々の収入が確認できる、給与支払証明書・給与明細書・年金証書・年金送金通知書等)

なお、被扶養者の要件を備えるに至った日から起算して30日を経過した後に所属所が申告書を受理した場合は、その間の月々の収入を確認できる書類の写しも併せて提出する。